本件事業の完成により、当該現道区間の通行止めが解消されるうえ岩塊が崩落する危険性のある現道に比べ災害に強い道路が整備されることから、本路線の幹線道路としての機能の確保が図られるものである。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響の検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質について環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者の調査によると、動物については、本件区間及びその周辺に環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、ハヤブサ、ノレンコウモリ、準絶滅危惧のミサゴ、オオタカ、ハイタカ、カジカ、近畿地区鳥類レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているツミ、アカゲラ、カワガラス、三重県レッドデータブックに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているウサギコウモリ、準絶滅危惧のセンダイムシクイ、キビタキ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンリス等の生息が確認されている。なお、コウモリ類については、既設トンネル坑内で確認されている。これら希少な動物については、本件区間の大半がトンネル区間であるため、本件事業により生息環境を直接改変する部分は小さく、周辺地域は事業施行後も同様の生息環境が広く残存することから、本件事業の施行による影響は極めて小さいと判断されている。なお、本件事業において特に生息環境への影響を確認する必要があるクマタカ、サシバについては、本件区間及びその周辺での営巣は確認されなかったものの、起業者は今後も引き続きモニタリング調査を実施し、必要に応じて適切な保全措置を実施することとしている。また、コウモリ類については、起業者が有識者の助言を踏まえ、生息環境を維持させるため、既設トンネルを存続させる計画としており、影響は軽微と判断されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミギワトダシバ、準絶滅危惧のシチョウゲ、マメヅタラン、ムギラン、近畿地方の保護上重要な植物（レッドデータブック近畿）に準絶滅危惧種として掲載されているシタキソウ、三重県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウドカズラや準絶滅危惧のカイナンサラサドウダン、ケイビラン、セッコクの生育が確認されている。上記の植物のうち、カイナンサラサドウダン以外は、生育地が本件事業により直接改変する部分にあたらず、カイナンサラサドウダンについては、起業者が周辺の類似環境に移植を行うなどの適切な保全措置を実施することから、本件事業の施行によるこれら希少な植物への影響は極めて小さいと判断されている。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、当該現道区間の通行止めの解消と本路線の幹線道路としての機能の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第４級の規格に基づく２車線の道路を改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のルートについては、トンネルバイパス案（以下「申請案」という。）と、現道拡幅案の２案をもって検討が行われている。申請案は現道拡幅案に比べ、工事施工延長が長く、非住家の移転が必要となるものの、改築工事に必要な土地の面積及び工事施工時の土工量が少なく、施工性に優れ事業費が安価で経済性にも優れており社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的と認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本路線は、本地域における唯一の幹線道路であるにもかかわらず、幅員狭小かつ線形不良な道路であることに加え、当該現道区間に通行止め区間が存し、当該現道区間の迂回路については、線形が悪いうえ幅員が狭小であることから自動車の交互通行が円滑にできない状況である。

また、本路線の沿線自治体からなる三重南北縦貫道路建設促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　三重県多気郡大台町役場宮川総合支所

国会事項

衆議院

議案提出

十二月六日議員から提出した議案は次のとおりである。

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（鳩山由紀夫外十九名提出）

要求書受領

十二月六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案　鳩山由紀夫外十九名

議案送付

十二月六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十七回国会内閣提出、参議院送付、本院継続審査）

復興庁設置法案

決議送付

十二月六日横路議長から野田内閣総理大臣宛、次の決議を送付した。

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議